

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援を行う。 ①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 ③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑥特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務 ⑦障害児福祉手当若しくは特別障害者手当等の支給に関する事務 ⑧介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務
③システムの名称	障害者台帳・障害福祉サービス管理システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一第8、12、34、47、84項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<別表第二における情報提供の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 第11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116項 <別表第二における情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 第10、11、12、16、20、53、56の2、67、68、85、108、109、110項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芝山町総務課行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝山町福祉保健課 福祉係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3914

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 4. ② 法令上の根拠	＜別表第二における情報提供の根拠＞ 法律第19条第7号 別表第二 第16、26、56の2、57、87、116項 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条	＜別表第二における情報提供の根拠＞ 法律第19条第7号 別表第二 第11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、 109、116項 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、30条、31条、 44条、55条	事後	
平成29年6月30日	I 4. ② 法令上の根拠	＜別表第二における情報照会の根拠＞ 法律第19条第7号 別表第二 第10、11、12、16、20、26、53、56の2、67、68、 85、108、109、110項 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、10条、12条、14条、27条、30条、38条、 55条	＜別表第二における情報照会の根拠＞ 法律第19条第7号 別表第二 第10、11、12、16、20、53、56の2、67、68、85、 108、109、110項 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、30 条、38条、55条、55条の2	事後	
平成29年6月30日	I 5. ① 部署	芝山町 福祉保健課	福祉保健課	事前	
平成29年6月30日	I 5. ② 所属長	課長 文違 正己	福祉保健課長	事前	
平成29年6月30日	II -1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II -2 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 5. ② 所属長	福祉保健課長	課長	事前	
令和1年6月28日	II -1 対象人数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II -2 対象人数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月5日	II -1 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II -2 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月16日	II -1 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月16日	II -2 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II -1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II -2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	I -4 ②法令上の根拠	＜別表第二における情報提供の根拠＞ ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 第11、16、20、26、53、56の2、57、 87、108、109、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、30条、31条、 44条、55条 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 第10、11、12、16、20、53、56の2、 67、68、85、108、109、110項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、30 条、38条、55条、55条の2	＜別表第二における情報提供の根拠＞ ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 第11、16、20、26、53、56の2、57、 87、108、109、116項 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 第10、11、12、16、20、53、56の2、 67、68、85、108、109、110項	事後	
令和3年10月15日	I -3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 第9条第1 項 別表第一 第8、12、34、47、84項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令 第8、 12、25、38、60条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 第8、12、34、47、84項	事後	
令和5年6月23日	II -1 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II -2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	